

10 調布市基本計画とSDGsとの関係



エスディージーズ

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成27 (2015) 年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。2016年から2030年までの間に達成すべき17のゴール (目標) と、それに連なり具体的に示された169のターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、先進国・開発途上国を問わず、公共・民間各層のあらゆる関係者が連携しながら、世界全体の経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされており、多くの国でSDGsの達成に向けた取組が行われています。

特に、17の目標の中には、ゴール11として「住み続けられるまちづくりを」(Goal11. Sustainable cities and communities) という目標が掲げられており、この目標をはじめ、他の16の目標の達成に向けて、公共・民間各層の一つである自治体の果たすべき役割が重要であることも示されています。

日本では、平成28 (2016) 年12月にSDGs実施指針が策定され、自治体においても、各種計画、戦略の策定等に当たってSDGsの要素を最大限反映することを奨励するとともに、関係団体等との連携強化などにより、SDGsの達成に向けた取組を推進していくことが求められています。

さらに、自治体においてSDGsの推進に取り組むことにより、経済・社会・環境の三側面からの統合的な取組などを通じた地域の一層の活性化が図られ、地方創生につながるとして、平成30 (2018) 年6月に示された国の地方創生の基本方針である「まち・ひと・しごと創生基本方針」の中にもSDGs達成のための取組が位置付けられました。



1 これまでの国の動き

平成20（2008）年

12月 「低炭素都市」推進協議会 設立

- ・平成20（2008）年度に選定された環境モデル都市を中心に、低炭素社会づくりに意欲のある自治体、関係団体等が参加することとされました。地方自治体におけるSDGs達成に向けた取組の前身ともいえ、平成21（2009）年5月には第1回低炭素都市推進協議会が開催されました。
- ・調布市は同協議会構成員として参加しました。（市区町村72団体、都道府県40団体などが参加）

平成24（2012）年

5月 「環境未来都市」構想推進協議会 設立

- ・環境モデル都市の概念を基に、高齢化対応を必須とした「環境未来都市」構想を推進するために、「低炭素都市」推進協議会を改組して組織されました。

平成27（2015）年

9月 国連サミットでSDGsを採択

平成28（2016）年

5月 SDGs推進本部 設置

- ・内閣総理大臣を本部長、全閣僚を構成員としてSDGs推進本部が設置されました。

12月 SDGs実施指針 策定（第2回SDGs推進本部）

- ・SDGsの目標達成に向けて、今後の日本の取組の方針を示したものです。
- ・その中で、広範なステークホルダー（様々な関係機関など）が連携してSDGs達成に向けて取り組むこととされており、そのステークホルダーの一つである地方自治体については、「SDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組を推進することが不可欠である。この観点から、各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係府省庁の施策等も通じ、関係するステークホルダーとの連携の強化等、SDGs達成に向けた取組を促進する。」とされています。

平成29（2017）年

11月 「地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方」コンセプト 取りまとめ

- ・内閣府地方創生推進室設置の「自治体SDGs推進のための有識者検討会」による報告書です。
- ・その中で、「地方創生を一層推進する上で、「環境未来都市」構想を更に発展させ、新たにSDGsの手法を取り入れて戦略的に進めていくことが有効」とされています。

12月 まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂）閣議決定

- ・まち・ひと・しごと創生法に基づき、国の地方創生に関する総合的な方向性等を示すまち・ひと・しごと創生総合戦略において、「地方創生の一層の推進に当たっては、持続可能な開発目標（SDGs）の主流化を図り、SDGs達成に向けた観点を取り入れ、経済、社会、環境の統合的向上等の要素を最大限反映する」とされ、地方自治体におけるSDGs達成に向けた取組の推進が位置付けられました。

平成30（2018）年

8月 地方創生SDGs官民連携プラットフォーム 設立

- ・自治体におけるSDGsの達成に向け、SDGsを共通言語として課題解決に取り組む官民の連携創出を支援することを目的として設立されました。
- ・調布市は同プラットフォームの構成員として参加しています。（低炭素都市推進協議会から継続して参加）

12月 まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂）閣議決定

- ・引き続き、地方自治体におけるSDGs達成に向けた取組の推進が位置付けられています。

SDGsの目指す17の目標は、国レベルで取り組むものが含まれ、調布市基本計画の分野別計画に位置付けた31施策とそれに連なる各事業・取組とは、対象や規模は異なりますが、その目指すべき方向は共通するところが多くあります。

調布市では、市民をはじめ多様な主体と連携・協働しながら、調布市基本計画に基づく計画的なまちづくりを進めることで、SDGsの目標達成につなげていきます。

2 SDGsの17の目標

目標(Goal)	説明※ ¹	自治体行政の果たし得る役割※ ²
	<p>(貧困)</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	<p>(貧困をなくそう)</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
	<p>(飢餓)</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	<p>(飢餓をゼロに)</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
	<p>(保健)</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>(すべての人に健康と福祉を)</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。</p>
	<p>(教育)</p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>(質の高い教育をみんなに)</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
	<p>(ジェンダー)</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>	<p>(ジェンダー平等を実現しよう)</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
	<p>(水・衛生)</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<p>(安全な水とトイレを世界中に)</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
	<p>(エネルギー)</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>(エネルギーをみんなにそしてクリーンに)</p> <p>公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
	<p>(経済成長と雇用)</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p>	<p>(働きがいも経済成長も)</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
	<p>(インフラ、産業化、イノベーション)</p> <p>強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>	<p>(産業と技術革新の基盤をつくろう)</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>

目標(Goal)	説明※ ¹	自治体行政の果たし得る役割※ ²
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>(不平等)</p> <p>各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>	<p>(人や国の不平等をなくそう)</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>(持続可能な都市)</p> <p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>	<p>(住み続けられるまちづくりを)</p> <p>包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっていきます。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>(持続可能な生産と消費)</p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する。</p>	<p>(つくる責任つかう責任)</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>(気候変動)</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>	<p>(気候変動に具体的な対策を)</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>(海洋資源)</p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>	<p>(海の豊かさを守ろう)</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>(陸上資源)</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>	<p>(陸の豊かさを守ろう)</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>(平和)</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>	<p>(平和と公正をすべての人に)</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>(実施手段)</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる。</p>	<p>(パートナーシップで目標を達成しよう)</p> <p>自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

※1：外務省が日本語訳したもの（関係各省庁においても同訳を引用）

※2：国の関係各省庁が参考資料として示している「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）—導入のためのガイドライン—（2018年3月版（第2版）」（自治体SDGsガイドライン検討委員会編集）において記載されており、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities and Local Governments）が示した内容を日本語訳したもの

3 調布市基本計画（分野別計画）に位置付けた31施策とSDGsの17の目標との関係

		1 貧困をなくそう	2 気候をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
基本目標1 共に助け合い、安全・安心に暮らすために	施策01 災害に強いまちづくり	●			
	施策02 防犯対策の推進				
	施策03 消費生活の安定と向上	●		●	
基本目標2 次代を担う子どもたちを安心して育てるために	施策04 子ども・子育て家庭の支援	●	●	●	●
	施策05 学校教育の充実	●		●	●
	施策06 青少年の健全育成	●		●	●
基本目標3 だれもが安心して、いきいきと暮らすために	施策07 共に支え合う地域福祉の推進			●	
	施策08 高齢者福祉の充実			●	●
	施策09 障害者福祉の充実			●	
	施策10 セーフティネットによる生活支援	●	●		
	施策11 雇用・就労の支援				
	施策12 生涯を通じた健康づくり		●	●	
基本目標4 身近な学びと交流のあるまちをつくるために	施策13 生涯学習のまちづくり				●
	施策14 市民スポーツの振興				
基本目標5 地域のつながりの中で、ぬくもりのある暮らしをおくるために	施策15 地域コミュニティの醸成				
基本目標6 地域資源を生かした活力のあるまちをつくるために	施策16 活力ある産業の推進				
	施策17 魅力ある観光の振興				
	施策18 都市農業の推進		●		
	施策19 芸術・文化の振興				●
	施策20 地域ゆかりの文化の保存と継承				●
基本目標7 快適でより便利なまちをつくるために	施策21 良好な市街地の形成				
	施策22 地域特性を生かした都市空間の形成				
	施策23 良好な住環境づくり				
	施策24 安全で快適なみちづくり				
	施策25 総合的な交通環境の整備			●	
基本目標8 環境にやさしく、自然と共生するために	施策26 地球環境の保全			●	
	施策27 水と緑による快適空間づくり				
	施策28 ごみの減量と適正処理				
	施策29 快適な生活環境づくり	●		●	
まちづくりの基本理念を実現するために	施策30 平和・国際交流施策の推進				●
	施策31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成	●			●

登録番号
(刊行物番号)

2019-65

調布市基本計画

発行日

令和元（2019）年5月

発行

調布市

編集

行政経営部 政策企画課・行財政改革課・財政課

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1

Tel 042-481-7368・7369（政策企画課） Fax 042-485-0741

E-mail kihonkeikaku@w2.city.chofu.tokyo.jp

